

GSTFiscal deficit Taxing

目次

1. 予算の背景

2. 予算案2013

- ▶ 主要政策
- ▶ 直接税の提案
- ▶ 間接税の提案

Retrospective amendments Super rich tax GAAR Indirect tax



マクロ動向

- ▶ 2012年度の経済成長率の見通しは5%程度と見込まれる
 - ▶ 農業 1.8% (3.6%)
 - ▶ 鉱工業 3.1% (3.5%)
 - **▶** サービス − 6.5% (9.4%)
- ▶ GDP成長は高インフレの影響もあり停滞
- ▶ 2013年度のGDP成長率は6.1% 6.7%を見込む
- ► 名目GDP成長率は 13.4%
- ► インフレ率が7%の場合、実質成長率は6.4%

歳出と補助金の推移

単位:1千万ルピー

	<u> </u>			<u> </u>
支出 (1)	BE 2012-13 (2)	RE 2012-13 (3)	BE 2013-14 (4)	増減% (4) over (3)
計画外	969900	1001638	1109975	10.8
計画	521025	429187	555322	29.4
歳出合計	1490925	1430825	1665297	16.4
主な補助金	(2)	RE 2012-13 (3)	BE 2013-14 (4)	% change in (4) over (3)
食糧		85000	90000	5.9
肥料		65974	65972	0
石油		96880	65000	(33)
合計		247854	220972	(10.8)

BE=当初予算、RE=実績見込み



歳入

単位:1千万ルピー

歳入	RE 2012-13	BE 2013-14	% change
税収	1038037	1235870	19.1%
税収以外の歳入	129713	172252	32.8%
歳入合計	8718276	1056331	21.2%
法人税	333417	376782	13%
サーチャージ	15004	30519	103%
教育目的税	10453	12219	16.9%
その他所得に関する税金	193932	229502	18.3%
サーチャージ	_	4400	-
教育目的税	5998	7017	17%
関税	164853	187308	13.6%
物品税	171996	197554	14.9%
サービス税	132697	180141	35.8%

GSTFiscal deficit Taxing

目次

- 1. 予算の背景
- 2. 予算案2013
 - ▶ 主要政策
 - ▶ 直接税の提案
 - ▶ 間接税の提案

Retrospective amendments
Super rich tax
GAAR
Indirect tax



'Higher Growth leading to inclusive and sustainable development' to be the mool mantra' —「目標(スローガン) は包括的、持続的発展を導くより高い成長」

インド政府は女性、特別カースト、マイノリティ、部族等にも配慮した包括的な 開発・発展を重視する

財政赤字、経常収支の赤字及びインフレ

- ▶ 海外からの投資の奨励
- ▶ 海外からのインドへの投資は経常収支の赤字改善の観点から不可欠である。特に外国機関投資家(FII)、外国直接投資(FDI)及び外貨ローン(ECB) は経常赤字の改善に対する3つの重要な要因である。

金融セクター

► インド金融セクターの国際競争力を分析するため財務省の専門家が特別 チームを編成

キャピタルマーケット

- ▶ 外国ポートフォリオ投資家のインド投資に対するインド証券取引委員会 (SEBI)の手続きの簡素化と登録の基準等の統一
- ▶ 外国機関投資家(FII)と外国直接投資(FDI)の定義の明確化
- ▶ FIIによる通貨デリバティブ分野への参入を認める
- ▶ エンジェル投資家に関する規定の整備
- ▶ SEBIによる債権専門セグメントの開設を容認

銀行

- 国営銀行によるバーゼルIII規制への遵守を徹底
- ▶ インドで最初の国営女性銀行の設立

保険

- ▶ 生保、損保も含めた保険商品の浸透・普及に向けて各種アプローチ
- ► 保険会社によるティア2都市以下への支店の開設の自由化(インド保険規制開発庁(IRDA)の事前認可は不要)
- ▶ 銀行が保険商品の仲介業務を行うことを許可
- 保険と年金法案(外資規制緩和策)が早期承認されることを期待

税務改革

- ▶ 予算国会の終了までにDTC(新直接税法)の再導入に向けての努力
- ▶ GST (物品サービス税法)の導入 − 法案の修正及び法制化の早期実現
- ▶ セーフハーバー規定の早期発効
- ▶ コルカタにインド5番目のlarge tax payer unit (大型納税者企業)の開設
- 各種事務手続の効率化、見直し
 - ▶ 電子支払い(E-Payment)の拡大
 - ► AIR(年次のスコープ拡大

投資、インフラ及び産業

- ▶ インフラ債権ファンド(IDF)の奨励、推進
- ▶ インフラ金融公社(IIFCL) による与信枠の拡大

道路建設

▶ 道路セクターの監督官庁の新設

GSTFiscal deficit Taxing

目次

- 1. 予算の背景
- 2. 予算案2013
 - 主要政策
 - ▶ 直接税の提案
 - ▶ 間接税の提案

Retrospective amendments
Super rich tax

SAAR
Indirect tax



税率 - 個人

- ▶ 個人所得税の累進税率に変更なし
- ► 所得が50万ルピー以下の居住者は2千ルピーまでの還付を供 与
- ► 1千万ルピーを上回る高額所得者については新たにサー チャージ10%を課税
- ▶ 教育目的税は3 %継続

個人所得税サマリー

年間所得(ルピー)	従来	提案	備考
0-200,000	0%	0%	
200,001 — 500,000	10.3%%	10.3%	
500,001 — 1,000,000	20.6%%	20.6%	
1,000,001- 10,000,000	30.9%	30.9%	
10,000,001—	30.9%	33.99%	サーチャージ10%

- -2000ルピーの還付を考慮すれば、220,000ルピーまで非課税
- -60歳以上の高齢者は250,000ルピーまで非課税
- -80歳以上の高齢者は500,000ルピーまで非課税

税率 - 法人

- ▶ 法人税率に変更なし
- ▶ 但、サーチャージが変更
 - ▶ 法人税(所得が1億ルピーを超える場合)
 - ▶ 内国法人: 5%→10%
 - ▶ 外国法人: 2%→5%
 - ▶ 配当分配税(DDT) 5%→10%
 - 最低代替税(MAT) 5%→10%(当期利益が1億ルピーを超える場合)

法人税率サマリー

		従来	提案	備考
法人税	内国法人 *	32.445%	33.99%	年間所得が1億ルピー を超える場合
	外国法人	42.024%	43.26%	年間所得が1億ルピー を超える場合
配当分配税 (DDT)		16.223%	16.995%	
最低代替税 (MAT)		20.01%	20.96%	

*内国法人

30.9% 年間所得が10百万ルピー未満

32.445% 年間所得が10百万ルピー以上1億ルピー未満

税率 - 法人

海外からの配当

- ► 海外の会社によってインド法人に支払われる配当所得に対する優遇税率 は15%。これをもう一年間延長
- ▶ 上述の海外からの配当を子会社から受領した場合、インド法人によって支払われる配当分配税(DDT)から減額される

証券取引税(STT)

STTの税率は以下の通り変更

取引	支払者	現在(%)	提案(%)#
証券市場での株式ファンドの売買	買い手	0.1	Nil
証券市場での株式ファンドの売買	売り手	0.1	0.001
証券先物の販売	売り手	0.017	0.01
投資信託に対する株式ファンドの 販売	売り手	0.25	0.001

^{*2013}年6月1日より有効

商品先物取引税(CTT)

- ▶ 予算案の公示以降、CTTは商品先物取引(農産物の商品先物を除く)に対して課税
- ▶ CTTは税率0.01% が課税され、売り手が支払う
- ▶ 支払われたCTTは事業所得の計算において、課税対象の商品先物の取引額から控除することが可能

配当分配税(DDT)

- ▶ 投資信託によって分配される所得に対する課税
 - ▶ 投資信託による所得の配当に対する個人/HUFsへの課税 (エクイティーファンドを除く)は12.5%から25%へ増加
 - ▶ ノンバンク(NBFC)として設立されたインフラ債権ファンドと同様に、投資信託として設立されたインフラ債権ファンドから配当された所得に対する税率は5%まで減額

国際税務

ロイヤルティおよび技術サービス料(FTS)

- ▶ 非居住者にに対するロイヤルティーおよび技術サービス料への課税は税率10%から25%に増加
- ▶ 上記の税率は、1976年3月31日以降に締結された全ての契約に対して有効
- ▶ 但、租税条約が優先

税務居住者証明書(TRC)

- ▶ 租税条約の恩典を得るためにはTRCの提出は必要であるが、それだけで 十分になるわけではない
- ▶ 上述の修正は2012年度に遡及して適用

課税対象の拡大

不動産の譲渡に関する事業所得

- ▶ 印紙税の算定の基となった価額もしくは実際の対価の高いほうが事業所得の課税所得を算定するうえでの対価となる
- 契約日と不動産登記日に差がある場合、契約日を基準に印紙税の金額が決定
 - > 契約日の前に対価の支払い(非現金)が行われる場合にの み適用
- ▶ 不動産の販売価格(農地を除く)が5百万ルピーを超える場合は、買い手は1%の源泉をする必要があり

課税対象の拡大

自社株買い(Buyback)に関する追加の所得税

- ▶ 2013年6月1日から、非上場会社が自社株買いを通じて所得の分配を行った場合、20%の追加の所得税が課税
- ▶ 自社株買いによって支払われる対価と株式取得時の取得価額との差額が 課税対象となる
- ▶ 自社株買いを通じて株主が受け取る対価は免税
- ▶ 会社が支払う分配に対する税金は控除が認められない

課税対象の拡大

不十分な対価による不動産取引への課税

- ▶ 個人またはHUFが印紙税の算定価値より低い価格で不動産を購入した場合、 個人またはHUFは差額に対して課税される
 - 契約日以前に対価の全部またはその一部が現金以外の対価で支払われる場合、 印紙税の価額は対価の額が確定した契約日をもって算定
 - ▶ それ以外の場合、契約書の登録日に印紙税の価額の計算を実施

ベンチャーキャピタルに関する規定

サブ・カテゴリーがベンチャーキャピタルファンド(VCF)として登録されたカテゴリー1 AIFは以下の条件を満たせばパススルーのステータスが認められる

- ▶ (ファンド)のユニット/株式は上場されていない
- ▶ ファンドは非上場株へのファンドまたはベンチャーキャピタルアンダーテーキング(VCU)の株式に関連した商品に対して少なくとも3分の2を投資している
- ▶ ファンドは取締役や実質的な株主(10%以上を出資)がVCUの払込資本金の15% 以上を保有するVCUに投資していない

証券取引委員会(SEBI)のSEBI(VCF)規定のもと2012年5月21日以前に登録されたVCFは引き続きパススルーのステータスが保有できる

修正は2012年4月1日に遡及しては発効すべく提案された

一般租税回避防止規定 General Anti Avoidance Rules (GAAR)

- ▶ 専門家委員会が行った提言を受け入れて修正
- ► GAARの施行はFY 2015-16まで延期
- ▶ 税制上の恩典を得ることのみを主目的とした行為のみがGAARによって規制される
- ▶ GAARが行使される場合、GAARが租税条約より優先される条項が適用
- ▶ 税務当局のコミッショナーは納税者に対して(GAARに関して)ノーティスを発行する場合、GAARに抵触する根拠と理由を開示する必要あり。かつ納税者に対して税制上の恩典を得ることが取引の主目的でないことを証明する機会を与える必要がある
- ▶ 承認委員会(Approving Panel)によるGAAR認定に対する裁定は納税者および税務当局を拘束する

GAAR

- ▶ 以下の条件は、行為が、"否認される租税回避行為(Impermissible Avoidance Arrangement)"であるかどうかを判断する際に考慮されるが、 決定に十分な要因ではない
 - ▶ 行為がなされた期間
 - ▶ 間接的・直接的な税金の支払い
 - ▶ 行為からの抜け道(エグジット)方法の有無
- ▶ 税制上の恩典以外にビジネスリスクやネットキャッシュフローに重大な影響を与えない行為は、商業上の実体を有しないと判断
- ▶ 専門委員会(Approving Panel)の任期は原則1年(3年まで延長可)
- ▶ 直接税中央委員会(CBDT)はGAARおよび専門委員会に関するルールを 決定する権限を有する

免除および控除

電力の発電、配電及び送電部門

▶ 免税措置の適用期間を2014年3月31日まで延長

2013年4月1日から2015年3月31日の間に製造会社が特定の設備に関して10億ルピー以上の投資を行った場合の投資に対する追加のインセンティブ

▶ 2013年4月1日から2015年3月31日(調査年度2015-16)までに 購入した新しい設備に対する取得コストの15%が(通常の減価 償却に加えて)控除が可能

税務調査、不服申立およびその他

清算時の非公開会社の取締役の責任

▶ 清算時の非公開会社の取締役の 'tax due (納税額)' の定義がペナル ティー、利息を含むように拡大

Annual Information Return(年次報告書)の未申告によるペナルティー

- ▶ 期限内でのAIRの提出を怠った場合、一日遅延するごとに100ルピーのペナルティー
- ▶ AIRの申告を求める通知において定められた日から提出が遅れた場合、 一日遅延するごとに500ルピーのペナルティー

税務調査、不服申立およびその他

- ▶ 差し押さえを行った資産を未払いの前払い税に対して調整を 行うことは認められない
- ▶ 税金の支払い(利息がある場合はその利息)を伴わない申告 書の提出は無効な申告とみなされる
- ▶ 特別調査に関するスコープは、納税者の取引のボリューム、 正確さ、(対象となる)取引き数、事業活動の性格といったパラ メーターを含むように拡大
- ▶ 非居住者の個人に対して10百万ルピー以上の支払いを行う場合、源泉税率は10%のサーチャージが付加される

目次

- 1. 予算の背景
- 予算案 2013
 - 主要政策
 - 直接税提案
 - 間接税提案



関税

BCD(基本関税)の主要レートは10%を保持

▶ CVD(相殺関税)とSAD(特別追加関税)の主要レートも保持

旅客手荷物

- ▶ 1年超海外在住インド人の乗客は、宝石の免税限度が強化
 - ▶ 男性 1万から5万ルピー
 - ▶ 女性 2万から10万ルピー

輸入関税の実効税率

- 実効税率は28.85%
- CVD、SADについては相殺可能(Cenvatable)
- 具体的な計算事例は以下の通り

	税率	2013年	度
①輸入価額(CIF価格+荷揚費用)			100.00
②基本関税 Basic Cutoms Duty (BCD)	10%	①×税率	10.00
③ 小計		1)+2)	110.00
④相殺関税 Counter Vailling Duty (CVD)*	12%	③×税率	13.20
⑤教育税 Education Cess		(②+④)×税率	0.70
⑥ 小計		3+4+5	123.90
⑦特別追加関税 Special Additional Duty (SAD)*		⑥×税率	4.96
合計			128.85
関税合計		2+4+5+7	28.85
* CENVATABLE(相殺可能)		4+7	18.16

関税 - 2013年3月1日施行

BCD(基本関税)は、次の製品について引上げ

	現行	予算案
製品	基本関税率	基本関税率
車/自動車(排気量に関係なくCIF価格が US40,000ドル以上)	75%	100%
車/自動車(価格に関係なく、排気量が 3000cc以上のガソリンエンジン車または 2500cc以上のディーゼルエンジン車)	75%	100%
高級オートバイ(排気量が800cc以上)	60%	75%
中古車	100%	125%

BCD(基本関税)は、次の製品について引下げ

	現行	予算案
製品	基本関税率	基本関税率
皮革産業向けの20の指定機械	7.5%	5%
繊維機械及び部品	7.5%	5%

ERNST & YOUNGQuality In Everything We Do

関税 - 2013年3月1日施行

アスファルトやボイラ用炭は、誤分類を避けるため、BCD(基本関税)とCVD(相殺関税)を2%に統一

BCDとCVDの免除は、航空機の製造、修理、分解点検(MRO)のための部品や検査用装置に拡大

- ▶ 同様の免除は民間航空機および部品にも拡大
- ▶ (部品、装置の)使用/据付けは、(輸入通関後) 3ヶ月から1年に延長

特定の船舶はCVD免除

関税

予算案制定日から適用

- ▶ 事前裁定制度の範囲は、既存の輸出入者も新たなビジネスについて裁定 を求めることができるように拡大
- ▶ 検挙の規定を修正一特定の犯罪(脱税等)は保釈できないようになった
- 裁判所(Tribunal)は猶予期間を(オーダーの日付から)最大365日まで認める権限がある
 - (オーダーの日付から)365日を過ぎれば、案件の係争がペンディングでも、猶予命令は無効
- ▶ 輸入税の支払いのための無利子期間は、(通関申告後)5日から2日に短縮
- 輸出入者に代わり、正しくセルフアセスメントを行う責任は通関代理人へ

物品税

- ▶ 物品税の一般的な税率に変化なし
- ▶ 見直された税率

	現行	予算案
製品	税率	税率
SUV(タクシーとして登録されるものを除く)	27%	30%
トラックや大型トラック用エンジン装備の車台(ガソリン駆動以外)	14%	13%
小売価格が2,000ルピーを超える携帯 電話	1%	6%
船や他の船舶 (貨物船、はしけ、タグボート、灯台船、 浚渫船、クレーン船、浮きドック、浮遊 式又は潜水式の掘削用又は生産用 のプラットフォームを含む)	2%	Nil

物品税

ブランドの既製服やアパレル製品等については、0%の物品税か CENVATクレジット利用をするかを選択できるオプションを再導 入

MRP(最大小売価格)を基礎に 35%の控除率で評価される品目に、アーユルヴェーダ/ユナニー/シッダ/ホメオパシー/バイオ化学系薬剤のブランドにも拡大

未払いの物品税の徴収規定一(当局は)以下から徴収できるようにした

- ト 税関からの未収金
- ▶ 納税者のため、あるいは納税者に代わって、お金を保持する、あるいは保持しているであろう他者から

裁判所は(オーダーの日付から)365日を上限として猶予を認め

物品税

事前裁定制度については、"活動"の定義として、既存の生産者 や製造業者によって実施される新たなビジネスや生産や製造 が含まれるようにする

事前裁定制度のオプションが、インド居住者である会社(Public Limited Company)にも拡大

事前裁定制度は、物品製造に使用される投入サービスに支払われるサービス税の税額控除の可能性を判断するため求めることができる

CENVATクレジット

以下について、CENVATクレジットを取消さなかった場合、当局は徴収できるように、明確に規定(徴収規定)

- ▶ 投入財や資本財を(投入せずに)そのまま移動
- ▶ 資本財を使用後に移動
- ▶ 全額/部分的に投入財や資本財を償却

- サービス税率は12%で変化なし
- サービス税の課税判定の基礎となるネガティブリストに以下が含まれる(予算案制定日から適用)
 - ▶ 国家職業訓練審議会に加盟している機関が提供する職業訓練コース
 - ▶ 農産物に関係するすべての検査
 - ▶ 1955年薬用/化粧用調剤(物品税)法に基づく工程

免税取り下げ(2013年4月1日から施行)

- ▶ シネマホールでの展示フィルム以外の、映画フィルムに関する著作権 のすべての一時的な譲渡
- ▶ 中央政府、地方政府/自治体に提供する航空機の修理またはメンテナンスサービス
- ▶ 一般市民への車両駐車サービス
- アルコールを提供するライセンスがなくとも、空調付きのレストランで提供されるサービス
- ▶ 教育機関が提供する不動産の賃貸や他の補助教育サービス
- ► 一般公共事業の他の目的の遂行のため、慈善団体が提供するサービス(250万ルピーまで)

免除項目の改正(2013年4月1日から施行)

- ▶ 貨物輸送業者による免税項目が農産物、食料品、化学肥料、新聞/雑誌、防衛装備品を含むように拡大
- ▶ 鉄道や沿岸海上輸送による石油製品、郵便等の輸送サービスへの サービス税免除は撤回

評価規則への影響

- ► 床面積2千平方フィートまでの住宅、あるいは金額が1千万ルピー未 満の建設契約は、控除率は75%のまま
 - ▶ その他については、減額率は75%から70%に引下げ(2013年3月1日から有効)-サービス税率は、3.09%から3.708%へ

違反に対する懲罰措置

- 取締役及び職員の規定の故意の違反行為に対し、10万ルピーを上限とするペナルティを新たに規定
- 2007年10月から2012年12月の納税と申告について、ワンタイム 恩赦のスキームが始めて導入
 - 利息、ペナルティや審理手続きを恩赦
- 事前裁定制度は、インド居住者である会社(Public Limited Company)まで拡大
- 裁判所は365日を上限として猶予を認める権限がある
 - ▶ (オーダーの日付から)365日を過ぎれば、案件の係争がペンディングでも、猶予命令は無効
 - (予算案制定日から上記条項は適用される)

Goods and Service Tax (GST)

発表によると、大半の州政府は、GSTの導入を支持 前向きな動き- CST(中央販売税)の補償に900億ルピーを引当 憲法改正法案ドラフト/ GST法案の早期導入に向けた取組み -歓迎すべき一歩





Visit our <u>lwww.ey.com/in/BudgetPLUS2013</u> to read our published thought leadership series on the Union Budget 2013-14.

You may also visit our <u>Tax & Regulatory Services</u> webpage to know more about our services.

This presentation contains information in summary form and is therefore intended for general guidance only. It is not intended to be a substitute for detailed research or the exercise of professional judgment. Neither Ernst & Young Pvt. Ltd. nor any other member of the global Ernst & Young organization can accept any responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication. On any specific matter, reference should be made to the appropriate advisor.

アーンスト・アンド・ヤングインド -日系企業担当 ご連絡先



Aiit Krishnan パートナー- JBS リーダー Tel: +91 124 464 4490 Email: ajit.krishnan@in.ev.com



Niladri Nag アソシエート・ダイレクター - JBS Tel: +81 3 3506 2446 Email:

Niladri.nag@ip.ev.com



Yamaguchi Tetsuo(山口哲男) アソシエート・ダイレクター- JBS Tel: +91 124 464 4313

Email: tetsuo.vamaguchi@in.ev.com

▶ インド公認会計士

▶ Ernst &YoungインドよりErnst &Young日本へイ ンドデスクとして派遣、日本語対応可

▶ EYインド在籍時にはM&A、ビジネス・ストラクチュア ▶ リング、税務・規制等を担当

▶ 日系企業のインド進出戦略のアドバイスに長ける ▶ Location: グルガオン、インド

様々な業界の日系企業で管理・経理・財務等を経験

▶ デリー在住約10年、化学、自動車、大手商社など

▶ 日本での勤務後、イギリスの大学院に留学

日系企業のインドビジネスにおけるニーズを幅広く、 かつ深く理解し、最適なサービスをコーディネイト



Matsuda Hiroshi(松田博司) シニアマネジャー- JBS

Tel: +91 +91 80 6727 5209 Email:

hiroshi.matsuda@in.ev.com



▶ Location: 東京、日本

Yuichi Takeuchi(竹内裕一) シニアマネジャー- JBS

Tel: +91 124 671 4107 Email:

vuichi.takeuchi@in.ev.com



Takeshi Joichi(城市武志) マネジャー- JBS

Tel: +91 124 671 4156

Email:

takeshi.joichi@in.ev.com

- ▶ 日本公認会計士
- ▶ 新日本監査法人よりErnst &Youngインドへ派遣
- ▶ 中国駐在約10年の経験を有し、会計、監査だけでな く、幅広くアドバイザリーのコーディネイト業務に従事
- ▶ 長年の駐在経験を活かし、フットワーク軽く、かゆい 所に手の届くサービスを目指す。インド南部担当。
- 日本公認会計士
- 香港・中国にて3年間勤務した経験を有し、日系企業▶ に対する会計、税務およびアドバイザリーサービスを 幅広く担当
- 日系企業が直面する問題点に適切な解決策を提案 することを目指す
- ▶ Location: グルガオン、インド

- 日本公認会計士
- 新日本監査法人よりErnst & Youngインドへ派遣
- 日本では、海外に拠点を多く有する製造業を中心に 監査を担当
- IFRSやJ-SOXを含め、会計・監査の視点から幅広く 日系企業をサポート
- ▶ Location: グルガオン、インド

